

令和6年度 保存版

台風時の児童館の取り扱いについて

平素は児童館の運営にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。
さて、近畿地方に台風が接近して、京都市もしくは京都・亀岡地域に『暴風警報』(強風・大雨・洪水等の注意報及び、他の警報ではない)が発令された場合には下記のような措置をとりますので、よろしくお願い致します。

記

ア・・・通常時

暴風警報	児童館の対応
7時までに解除	通常どおり
7時30分現在発令中	臨時休館
9時までに解除	通常どおり
11時までに解除	通常どおり
11時現在発令中	臨時休館
11時以降に解除	解除時間以降から開始 (昼食は自宅にてとる)
小学校授業中に発令	臨時休館・・・①
登館後(放課後)に発令	臨時休館・・・②

- ① 小学校で勉強している間に「暴風警報」が発令された場合、4月当初に小学校に提出されている帰宅方法で、各自帰宅します。従って、学童クラブ児童は児童館で待機する事はありません。
- ② 児童館開館中に「暴風警報」が発令された場合、発令された時点で休館となりますが、保護者のお迎えまで児童館で待機しますので、速やかにお迎えをお願いします。

イ・・・土曜日及び長期休業中

暴風警報	児童館の対応
7時30分までに解除	通常どおり
7時30分現在発令中	臨時休館
9時までに解除	学童10時から開始
11時までに解除	学童13時から開始 (昼食は自宅にてとる)
11時以降に解除	解除時間2時間後から開始 (昼食は自宅にてとる)
登館後に発令	臨時休館・・・③

- ③ 上記②と同様の措置

ウ・・・特別警報発令時の対応

特別警報発令時の児童館の対応については、台風情報等から特別警報が発令されることが想定された場合に改めて連絡します。